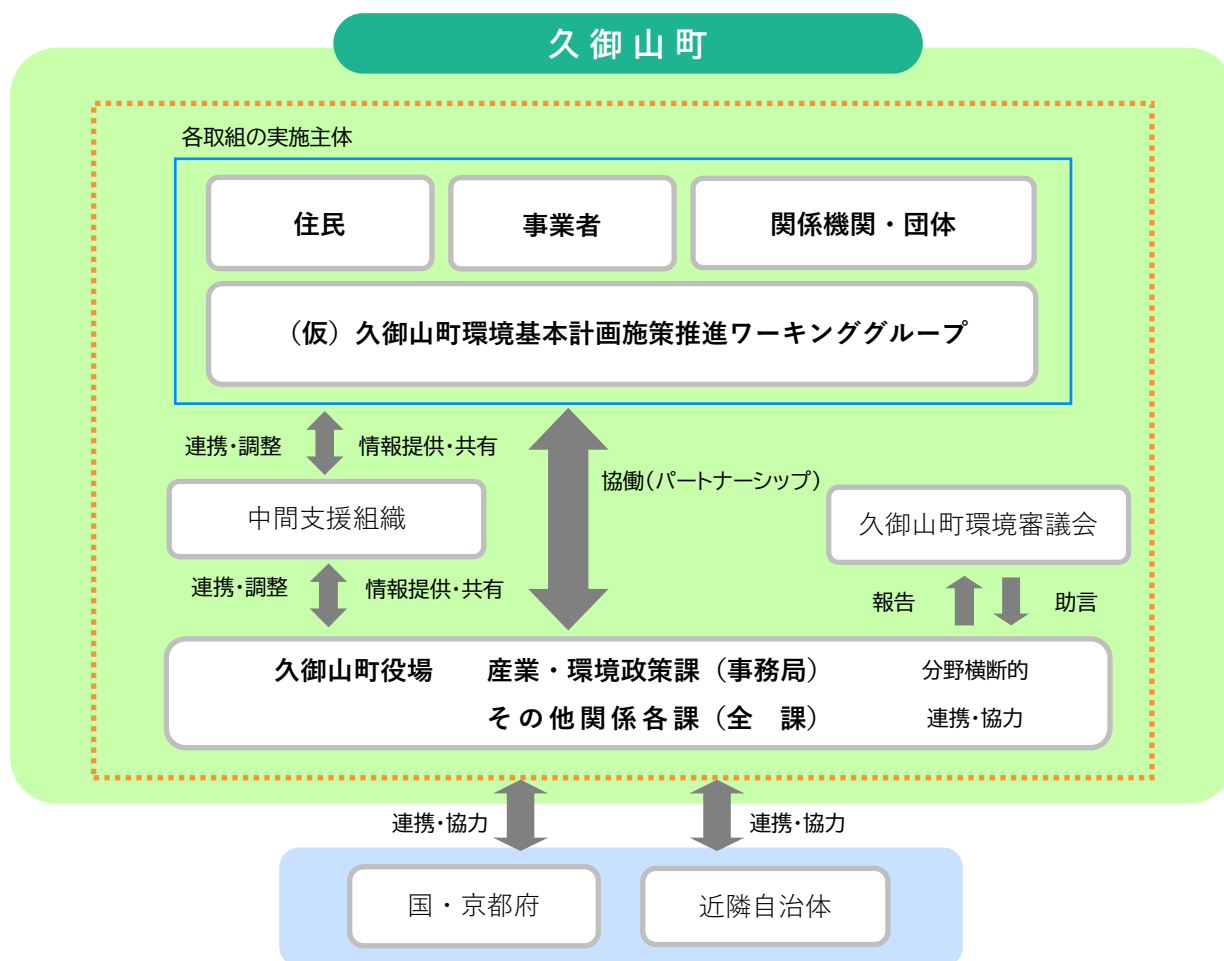


## 第1節 計画の推進について

### 1-1 推進体制

本計画の推進にあたっては、住民・事業者・行政、関係機関等の各主体が当事者意識を持ち、計画が目指す将来像及び目標達成に向けて、それぞれができることに取り組みます。

#### ①推進体制図



#### ②地域との連携

各主体それぞれの取組が重要であるとともに、相互に協力し合えるなど、地域が一体となった体制が求められることから、地域の関係機関や関係団体等との連携を図ります。

#### ③国・府等との連携

環境基本計画及び地球温暖化対策は、国や府の施策と連動し実施していくことが効果的であることから、国や府をはじめ、関係機関、近隣自治体との連携を図ります。

## 1-2 主体の役割

### ①住民・事業者

住民及び事業者は、環境への負荷を低減するとともに、主体的かつ積極的に環境に関する行動を実践することが求められます。久御山町環境基本条例の第4条・第5条・第6条においてもそれぞれの主体の責務等が明記されています。

#### ■久御山町環境基本条例との整合性

- 第4条（事業者の責務）
- 第5条（町民の責務）
- 第6条（町、事業者及び町民の協働）

上記内容を受け、町民は環境に対する意識を高め、自分自身でできる、みんなのできる環境に配慮した取組を担い、事業者も環境に対する意識を高め、環境に負荷のかからない商品やサービスを取り入れた事業活動を推進するなど、地域環境への貢献を担います。

### ②行政

久御山町環境基本条例の第3条・第6条に基づき、町の責務を果たすとともに、本計画の推進を担います。

#### ■久御山町環境基本条例との整合性

- 第3条（町の責務）
- 第6条（町、事業者及び町民の協働）

また、本計画に基づき、町域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、各所属の地球温暖化対策に関する計画や事業の実施状況を把握しながら、実施における課題及び解決策を検討するなど、全庁的な取組を推進します。

### ③(仮)久御山町環境基本計画施策推進ワーキンググループ

本計画に定められた各種施策を推進するための組織であり、専門の有識者や関係事業者、住民、関係行政機関など、様々な施策やテーマに応じた構成メンバーを配置し、柔軟に取り組んでいきます。

#### ④久御山町環境審議会

環境審議会は、環境基本法第 21 条の規定により設置されている機関であり、環境基本計画に基づいた環境施策の実施に関する提言のほか、施策全般に関する環境配慮の取組を調査し審議します。また、環境基本計画の見直しに際して、提言・助言を環境審議会に求めます。

#### ■久御山町環境基本条例との整合性



○第 21 条 (環境審議会の設置)

#### ⑤中間支援組織

計画を推進する上で、住民と行政、事業者と行政の間に立って、そのパイプ役として中立的な立場でそれぞれの活動を支援する組織です。

今後、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーを導入するためには、専門的な知識はもちろん、あらゆる主体と連携し、これまでにない規模や種類の取組を講じ、具現化していく必要があります。組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用した中間支援業務を行う組織として、その機能と役割を担います。

なお、本町においては、府等の既存組織との連携を強化するとともに、新規組織の設立を目指します。

## 第2節 | 計画の進行管理について

本計画に基づく取組の進捗状況や指標の推移を評価し継続的な改善へとつなげていくため、PLAN(プラン=計画)、DO(ドゥー=実行)、CHECK(チェック=評価)、ACTION(アクション=改善)のPDCAサイクルによる進行管理を行います。

本計画と地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の進行管理は一体的に行うこととし、毎年度、本計画に基づく施策の実施状況については環境報告書にまとめた上で公表し、施策の見直しや改善へとつなげます。また、それぞれの計画は社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえて見直しを行います。

### ■PDCAサイクルによる計画の進行管理

